

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人直鞍会の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事長の報酬)

第3条 理事長の報酬は、社会福祉法人直鞍会給与規程福祉職俸給表 5 級 30 号俸を上限として、勤務実態に則して支給する。

ただし、理事長が施設の職員を兼務する場合には、同俸給表 5 級 30 号俸の 2 分の 1 を上限としその報酬額は理事会において決定する。

(理事会及び評議員会の出席)

第4条 役員が理事会に出席したとき及び評議員が評議員会に出席したときは、別表 1 により日当を支払うことができる。

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員が、法人業務のため出席する場合は、社会福祉法人直鞍会役職員等の旅費支給規程により旅費を支給することができる。

(改正)

第6条 本規程を改正する必要がある場合が生じた場合には、理事会の議決を経なければならない。

付則

- 1 この規程は、平成 18 年 1 月 1 日より適用する

別表 1

名称	日当
理事会出席	10,000 円
評議員会出席	10,000 円